

# 所得税の確定申告は3月15日まで

平成十年分の確定申告期間は平成十一年二月十六日(火)から三月十五日(月)までとなっています。申告は納期限内で済ませましょう。

## 確定申告書の記載は「ご自分の力で」

確定申告書を作成するために、「確定申告書の手引き」や「申告書の書き方」などが税務署に用意されています。所得税は、納税者が自ら正しく所得金額と税額を計算し、それに基づいて申告するものですから、確定申告書・収支内訳書などの提出書類については、ご自分で作成し、提出されますようお願いいたします。



お勧めします。安全で便利な振替納税を!

今やキャッシュレス時代。振替納税(口座引落し)は現金を持ち歩く必要がなく、安全で大変便利です。うっかり納税を忘れてしまうことがなく、納税したことが預貯金通帳にも記載されます。

手続きは簡単です。今回の確定申告から振替納税の利用を希望される方は、三月十五日(月)までに銀行・郵便局等の金融機関の窓口か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

土地や建物などを売ったり、交換した場合、税務署からの案内がなくても期限までに他の所得と合わせて申告と納税を行う必要があります。

居住用財産の譲渡や土地の交換などの特例は、申告が条件になっており、申告を忘れると特例が受けられなくなることがありますのでご注意ください。

## 申告会場のご案内

事業所得や譲渡所得のない方の申告相談は八千代特設会場へ。特設会場は万代シティ第三駐車場内にあります。無料駐車券(二時間分)を用意しています。

受付時間 午前九時～十一時 午後一時～三時  
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。正午から午後一時までは昼休みです。ご協力をお願いします。

(事業所得)や(譲渡所得)は新潟税務署一階が会場です。なお、税務署会場は、駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 新潟税務署 ☎二九一二一五

## 申告書の提出は郵送で

確定申告書の提出は、できるだけ郵送でお願いします。  
▼あて先 〒951-8685 新潟市官所通二番町六九二番地五 新潟税務署

## 還付申告と納税相談

町では、給与所得者で「医療費」「住宅取得等特別控除」などの還付申告及び公的年金受給者の還付申告をされる方や初めて営業をされた方の納税相談を行います。還付申告については、広報一月号と一緒に配付したチラシをご覧ください。

区分	相談日・対象地区	時間・場所
給与・年金所得者の住宅取得、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月10日(水) 全町 12日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 横越町役場 多目的ホール
初めて営業をされた方の営業所得者の納税相談	2月19日(金) 全町	
農業所得者の納税相談	3月1日(月) 横越上・中 2日(火) 横越下・川根谷内 3日(水) 沢海 4日(木) 木津・二本木 5日(金) 小杉・藤山・駒込	
住民税対象者の納税相談	3月8日(月) 横越上・中 9日(火) 横越下・川根谷内 10日(水) 沢海 11日(木) 木津・二本木 12日(金) 小杉・藤山・駒込	

## もしもの時の助け合い 交通災害共済に加入(更新)を

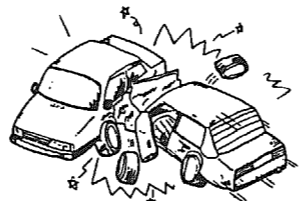
昨年新潟県内では、二六七人の方が交通事故で尊い命を失っています。

車社会の世の中で、いくら安全運転に心掛けていても、避けきれず事故に巻き込まれることもあり、私たちのまわりには常に危険が待ち受けています。交通災害共済は、もしもの時に備えて、新潟県下一二二市町村が共同で運営する助け合い制度です。

現在、本町の加入者は、七、七八九人、加入率は七二・五%です。

一方、平成九年度の共済見舞金の請求件数は四〇件で、請求額は三〇一万円となりました。平成十一年度交通災害共済加入申込書を二月中に各家庭に直接郵送します。家族みんなで加入の更新、新規加入されますようお願いいたします。

- ◆加入できる人 横越町に居住する人
- ◆年会費 五〇〇円(途中加入でも同額)
- ◆共済期間 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで



## 税理士による 還付申告無料相談

税理士事務所において、次のような少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

- ▼利用できる方
- (1) 年金を受けておられる方
- (2) 給与所得者で医療費控除を受けようとする方



二セ税理士にご注意!

- ▼税理士事務所
- ・渋谷事務所(沢海中) ☎三八五〇七〇
- ・相談日:二月九日
- ・神田武彦事務所(横越中) ☎三八五〇三〇
- ・相談日:二月十日
- ▼問い合わせ 関東信越税理士会新潟支部特設電話 ☎二二五二二三三 (二月一日から二月十日まで)

## 固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成十一年度の課税に係る固定資産課税台帳を次の期間に限り、固定資産の所有者及びその関係者に縦覧いたします。

- ▼期間 三月一日(月)～三月二十三日(火)
- (土曜日・日曜日・祝日は除きます)
- ▼時間 午前八時三十分～午後五時十五分
- ▼場所 役場 町民税課

## 共済見舞金は

会員またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

## 共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	120万円
2	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	20万円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	17万円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	14万円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	12万円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	10万円
9	入院通院の実治療日数27日以上	7万円
10	入院通院の実治療日数13日以上	5万円
11	入院通院の実治療日数7日以上	3万円

上記の等級は、平成11年4月1日以降に交通災害を受けた方から適用し、平成11年3月31日以前に交通災害を受けた方に対しては従来どおりです。